

相互援助 病児・病後児預かり の手引き

病中または病気の回復期にあるお子さまを、お仕事等の都合のために家庭で保育できない保護者に代わり、仁淀川町ファミリーサポートセンターに登録された援助会員が仁淀川町、協力医療機関と連携をはかりながら、一時的に支援を行う事業です。



仁淀川町ファミリーサポートセンター

(住所) 高知県吾川郡仁淀川町大崎490番地3

(時間) 8:30~17:15

(開所) 月~金

(定休日) 土、日、祝日

TEL 0889-20-9590

FAX 0889-20-9591

メール info@niyodogawa-fsc.town

センター閉所時間緊急連絡先

携帯 080-2988-3655

仁淀川町 niyodogawa-town family support center
ファミリーサポートセンター

もくじ

■利用にあたっての注意事項、援助会員について	・・・1
■子どもを預ける際にご用意いただくもの	・・・1
■報酬の基準／病児・病後児の受け入れ基準	・・・2
■病児・病後児預かりの流れ	・・・3
■援助中の病状悪化	・・・4
■仁淀川町ファミリーサポートセンター会則運用細則	・・・5
■病児・病後児預かりの留意点	・・・6

利用にあたっての注意事項

- ①子どもの預かりを安全に行うために、センターの会則・運用細則等を遵守してください。
- ②病児・病後児のお預かりの場合は、**医療機関の事前の受診が必要**となります。
医師の『**診断結果報告書**』の提出が必要となります。
- ③サポート中に子どもの病状が悪化した場合は、サポート途中であっても保護者の方に連絡をさせていただきます。必ず、連絡が取れるようにしておいてください。
病状によっては、**早急にお迎え**と受診をお願いすることがあります。
- ④感染等を防ぐため、原則として公共施設等でお預かりすることはできません。
預かり場所は、援助会員宅、依頼会員宅になります。
- ⑤預かりが可能な人数は、援助会員1人に対して、1人の子どもまでです。
- ⑥台風や災害時には、預かりができない場合があります。

援助会員について

援助会員は、保育、看護、救命救急等の講習を受講された、子ども好きな有償ボランティアです。資格をお持ちの方もおりますが、ほとんどの方は一般のご家庭の方です。専門家ではありませんので、吸入器等、特別な処置を要する援助についてはご相談ください。

■子どもを預ける際にご用意いただくもの

預かりに必要なものは原則、依頼会員にご用意いただきます。

飲み物等、援助会員の同意が得られる場合は、実費でのお支払いが可能です。

- ①診断結果報告書、病児・病後児連絡票・投薬依頼書、お薬手帳
- ②薬（医師から処方された薬を、援助活動中に飲む分だけを1回分ずつ小分けにして用意）
※市販薬は不可
- ③体温計、着替え、紙おむつ、汚れものを入れる袋（スーパー袋等）
- ④食事、おやつ、飲み物（発熱時の水分補給用は多めに、数種類）
- ⑤おくるみ等の羽織るもの、バスタオル、ウエットティッシュ、ティッシュ、保冷剤

■病児・病後児預かりの留意点

感染症予防

●手洗い



病児・病後児の預かり前、預かり後には必ず手洗いを実施してください。人が病気にかかる多くの原因は、手に付着した病原微生物（細菌・ウイルス等）が物品に付着し、そこからまた手を介して鼻や口、目から体内に入ることです。多くの病原微生物は、電車のつり革・手すり・エレベーターボタン・ドアノブを介して手から手へと拡がり、それが感染拡大のきっかけとなります。つまり、手は見た目に汚れていなくても病原微生物が付着している可能性があるため、石けんと流水を用いてきれいに洗い流す習慣をつけることが、感染対策の基本であり、最も重要な手段といえます。

●うがい



病児・病後児の預かり前、預かり後には必ずうがいを実施してください。うがいは、繊毛運動のような本来が持つ防御機能を高めるとともに、物理的な洗浄効果や、さらにうがい薬を使えば殺菌効果によって口腔やのどを清潔にします。その結果、のどの粘膜の機能が回復して活性化され、『口腔』を介する感染の予防や口臭の抑制が期待できます。風邪のウイルスは、鼻やのど、気管の繊毛細胞に感染し、そこで増殖しながら、細胞を破壊して外へ飛び出し、近くの細胞にまた感染します。破壊された繊毛細胞は、繊毛が抜け落ちます。このため、繊毛による防御機能はさらに低下し、空気と一緒に吸い込まれた毒素の強い細菌を外へ追い出す力も弱まってしまい、二次感染に繋がりが易くなります。

●嘔吐物

（吐いたもの）

無防備な状態での吐瀉物処理は危険です！！



- ①『ひねって含浸ハクゾウジアパック』の封を切らずにひねって、中の次亜塩素酸ナトリウム（液体）を同梱されている水解性パルプ（不織布）に染みこませます。



- ②封を切ります。



- ③吐瀉物。



- ④水解性パルプを取り出します。



- ⑤吐瀉物を覆います。



- ⑥吐瀉物を集めます。



- ⑦ビニール袋に入れます。



- ⑧口をしっかりと縛ります。



- ⑨袋を2重にしグロブを廃棄。



■ 仁淀川町ファミリーサポートセンター会則運用細則

仁淀川町ファミリーサポートセンター会則（以下「会則」という。）第14条、第15条に関連し、次の通り運用細則を定める。

（対象者）

第1条 仁淀川町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）の会員であることを条件とする。

（目的）

第2条 センターは、会則第3条に規定する病児および病後児（以下「病児・病後児」という。）の預かりを希望する者（以下「依頼会員」という。）と病児・病後児の預かり等の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）を組織化し、会員同士が相互援助活動を行うことにより、依頼会員が仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行い、もって労働者の福祉の増進及び児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（援助活動の内容）

第3条 会員間で行う相互援助活動は、依頼会員と援助会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと下記に掲げる活動を実施する。

2 病児・病後児の預かり（ただし、医療機関による入院治療の必要がなく、受診後預かりが可能と判断された子ども、又は軽度なケガ等の子どもに限る。）

（援助活動の実施方法）

第4条 病児・病後児の預かりについては、原則として、事前に医師の診察を受け、医師からのファミリーサポート利用の許可を得た後、診断結果報告書（様式第17号）、病児・病後児連絡票・投薬依頼書（様式第18号）を援助会員に提出しなければならない。

2 医師からの診断結果報告書は、援助活動開始日の直近のものに限る。

3 病児・病後児の投薬に関しては、医療機関が処方する薬に限る。

4 薬に関しては、1回分の薬を小分けにし、病児・病後児連絡票・投薬依頼書とともに依頼会員が直接、援助会員に手渡しするものとする。

5 病児・病後児の援助活動が決定した際は、事前にセンターへの連絡をするものとする。

6 病児・病後児の援助活動中に子どもの体調の急変、悪化等が見られた場合は、直ちに援助会員は依頼会員に連絡し、指示を仰ぐとともに、センターと協議をし、対応にあたるものとする。なお、依頼会員は子どもの体調の急変、悪化等に備え、連絡手段を確保し、状況により子どもを引き取るものとする。

（援助活動の場所）

第5条 病児・病後児の預かり場所に関しては、援助会員宅又は依頼会員宅とし、公共施設等での預かりは原則禁止とする。ただし、センター又はセンターが借り上げた場所を利用する場合は、会員同士の合意を必要とする。

（禁止事項）

第6条 次の活動は原則として禁止する。

（1）市販薬の投与依頼。

（2）医療器具等の操作依頼。

（3）受診代行。

（4）センターが相互援助活動の履行が困難と判断した事項。

附則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。



■ 報酬の基準

1時間あたりの 利用料金	7時～19時	病児・病後児の場合 700円
	年末年始 (12/29～1/3)	病児・病後児の場合 800円

計算方法や交通費等の取り扱いは通常の預かりと同様の取り扱いです。

■ 病児・病後児の受け入れ基準

利用するにあたって、もっとも大切なことは依頼会員からのお子さまの病状・既往歴等の詳しい情報提供です。お子さまを安全にお預かりするために、また援助会員との信頼関係を大切にするためにもご協力をお願いいたします。

センターでは依頼会員からの情報と下記の基準をもとに受け入れの判断をしていきます。預かりの間は援助会員とセンターが連絡を取り合い、状況によっては依頼会員にも相談しながら、子どもの安全を確保していきます。

■ 利用の条件

- ・ “かかりつけ医”を受診済みで**医師の許可**があること。
- ・ **看護方法が確定**しており、**自宅療養が可能**なこと。
- ・ 兄弟姉妹や学校、保育園等、**預かる子どもの周辺で感染症情報等がない**こと。
- ・ 援助活動中は、必ず双方の会員共に連絡が取れること。
- ・ 子どもの状態が悪化した場合は、**速やかなお迎え、帰宅が可能**なこと。

受け入れ不可の目安

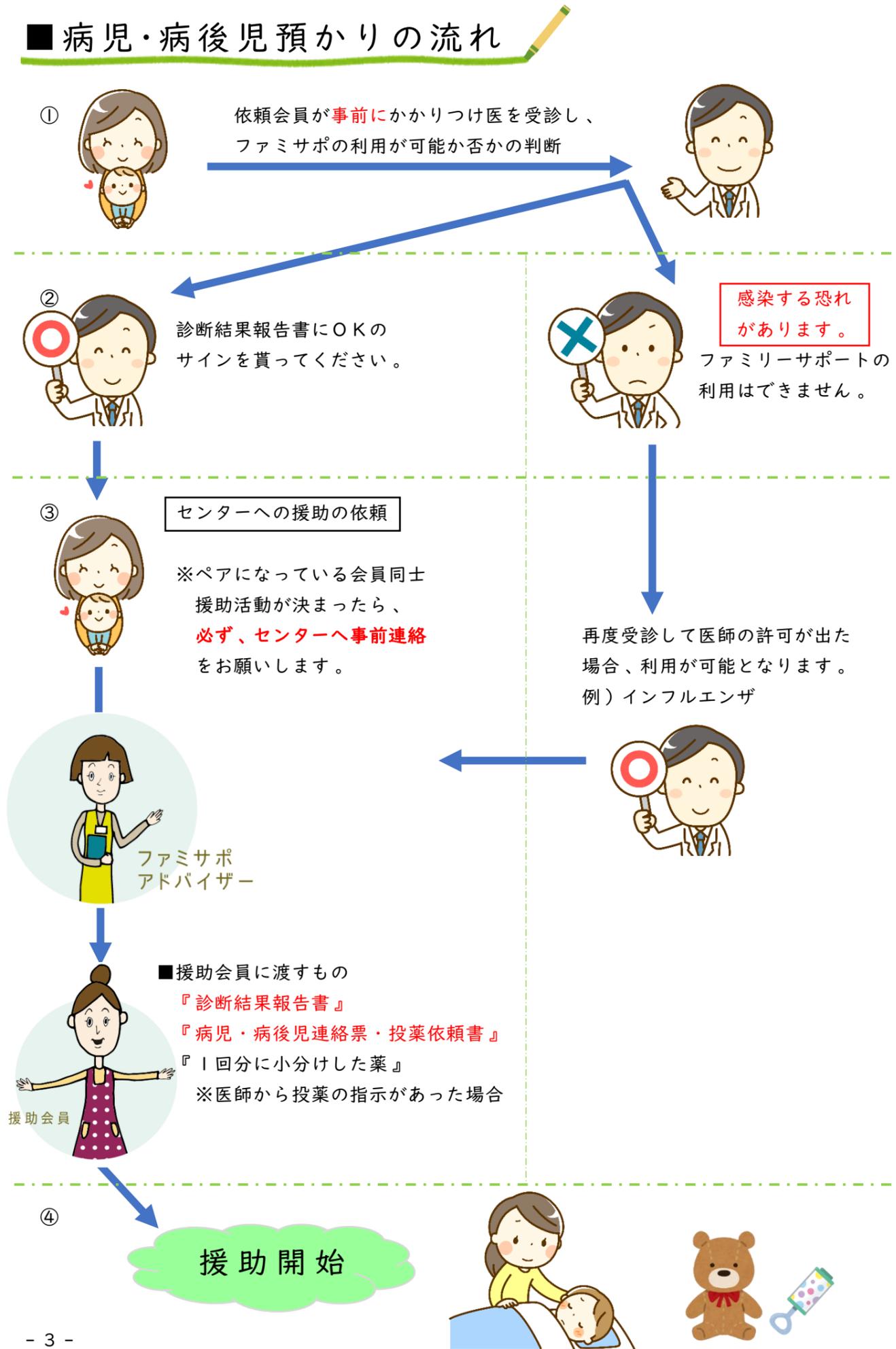
熱	38.5度以上	
咳	ひどく息苦しそう	
鼻水	ミルク、水分がとれない	
食欲	食事がとれない	
嘔吐	吐き気、嘔吐、脱水症状がある	
便	水様便、脱水症状がある	
感染症	感染性胃腸炎（ノロ、ロタウイルス等）、はしか、おたふく、新型コロナウイルス感染症等の時	
ケガ・火傷	消毒や薬の塗布等、患部への処置が必要な場合	

■ 受け入れ要相談な場合

- ・ 喘息等の慢性的な疾患

※状態によっては事前の医師の許可があってもお預かりできない場合があります。

■ 病児・病後児預かりの流れ



援助中の病状悪化

